

平成13年8月23日
内閣府政策統括官
(科学技術政策担当)

平成14年度の科学技術振興調整費の 概算要求について

1 基本的考え方

平成14年度の科学技術振興調整費の概算要求は、「科学技術振興調整費の活用に関する基本方針」(平成13年3月22日総合科学技術会議決定)の趣旨及び「平成14年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」(平成13年7月11日総合科学技術会議決定)における2(2)の「競争的研究環境の形成に資する競争的資金の改革と拡充」の趣旨を踏まえて、適切に行う。

2 平成14年度に新規に実施することが適当なプログラム

(1) プログラムの概要

産学官共同研究の効果的な促進

(2) プログラム設定の考え方

経済社会ニーズに対応した産学官の共同研究を効果的に促進するため、民間企業が自らの研究資金を活用し、大学、独立行政法人等の研究開発機関と共同研究を行う場合に、当該研究開発機関に対してその分担に応じた経費を助成する仕組みを導入し、大学、独立行政法人等の研究開発機関の研究シーズと民間企業の研究ニーズの積極的なマッチングを推進する。

(注)「大学、独立行政法人等の研究開発機関」とは、大学、

国立試験研究機関、独立行政法人・特殊法人等の研究開発機関をいう。

3 平成14年度に継続して実施することが適当なプログラム
平成13年度に新規に実施した以下のプログラムについては、
平成14年度も継続することとし、平成14年度においても新規課題の採択を適切に行う。

(1) 優れた成果の創出・活用のための科学技術システム改革に係るプログラム

戦略的研究拠点育成
若手任期付研究員支援
科学技術政策提言

(2) 将来性が見込まれる分野・領域への戦略的対応等に係るプログラム

先導的研究等の推進
新興分野人材養成

(3) 科学技術活動の国際化の推進に係るプログラム
我が国の国際的リーダーシップの確保

4 経過措置、評価等にかかる経費の確保等

平成13年度に廃止したプログラムの中で平成14年度も継続する予定の課題の実施に必要な経費、及び実施課題の評価等に必要な経費の確保を図る。

ただし、当該実施課題のうち、平成13年度に中間評価の対象となっているものについては、適切かつ厳正な評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ中止又は研究内容等の見直しを行う。